

(話題提供) 成年後見制度に関わる代行決定と意思決定支援について

(所：桑名市社会福祉協議会 時：2014/11/25)

【 問題の顕在化 】

国連の「障がいのある人の権利に関する条約」(以下、「権利条約」と略す)の批准と発効に伴い、成年後見制度の代理行為は権利条約第 12 条に矛盾すると指摘する声が増加し、「制限行為能力制度と法定代理権制度から構築された伝統的な成年後見制度の仕組みを、原則的に支援付き意思決定の仕組みへと置き換えていくことが必要」(上山泰「制限行為能力制度に基づく取消権の実効性」と言われるようになった。

【 内在化していた問題 】

①医療同意の観点から

- ・「医療同意と後見人の職務」(日本弁護士連合会 2005 年)
- ・「医療同意能力がない者の医療同意代行に関する法律大綱」(日本弁護士連合会 2011 年)
- ・「医療行為の同意についての中間報告書」
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 2009 年)
- ・「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 2014 年)

(趣旨)

判断能力を喪失した人たちが医療を受けられるようにするため、成年後見人に対し、医的侵襲を伴う医療行為の同意代行権を付与すべきであり、そのための第三者の医療同意に関する法の整備に早急に着手すべきであると提言。

②知的障害者等の自己決定支援の観点から

- ・「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言～新法の制定を目指して～」
(抜粋) (障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011 年)
 - 現行の成年後見制度は、権利擁護という視点から本人の身上監護に重点を置いた運用が望まれるが、その際重要なことは、改正された障害者基本法にも示された意思決定の支援として機能することであり、本人の意思を無視した代理権行使は避けなければならない。
- ・「権利条約 第 12 条 法律の前に等しく認められる権利」
 - 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
 - 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
 - 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
 - 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

③諸外国の成年後見制度との比較の観点から

・「イギリスの『意思決定能力法』2005年」

「判断能力存在の推定」原則

どのような人間でも意思は存在するとの立場に立ち、意思決定の有無を判断するにあたり、意思決定能力がないとする範囲をできる限り限定する

「意思決定過程の重視」原則

意思決定とは、自分の置かれた状況を客観的に認識して、意思決定を行う必要性を理解し、そうした状況に関連する情報を理解・保持・比較・活用して、何をしたいか、どうすべきかについて、自分の意思を決めることを意味している。つまり、結果としての「決定」ではなく、「決定する行為」に着目する

「ベスト・インタレスト（最善の利益）」原則

意思決定能力を喪失していることについて確たる証拠がなければ、能力はあるものとして推定する

自己決定のためにできる限り支援を行う

不合理に見える決定をする自由を尊重する

本人のベストインタレストにかなう決定や行為を行う

できる限り本人の権利や自由を制限しない方法を選択する

・「カナダ（オンタリオ州）の『代行決定法』1992年」

同一法内に任意後見、法定後見が体系的に網羅されている

財産と身体関係に関して規定されている

部分後見の考えが原則とされている

④障害者の相談支援体制の充実との関連

支援付き意思決定、共同意思決定、代行意思決定、第三者意思決定、行政措置による意思決定、等との関係整理の必要性

【その他】

- ・Legal Support News 「後見人の行動指針について」（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 山崎政俊）より抜粋

C. 代理権の行使

- 1、後見人が代理権を行使するときでも前提となる意思決定は本人にしてもらうよう働きかけよう
- 2、本人による意思決定が困難で後見人が本人に代わって意思決定するときは、本人の意向や希望を汲み取り、推定される本人の意思に沿った決定をしよう
- 3、後見人が本人に代わって意思決定するときは、本人の権利や行動の自由に対する制約がより少ない方法を選択しよう